

知らないと損する！相続事業承継コラム 第 11 回

ドクターのための 必ずやってくる相続税対策のための2つの誤解

ファイナンシャルプランナー有資格者 佐藤 喜博



今回は相続税対策を考えるうえで誤解しやすいポイントをまとめました。実際に会員の皆様からも同じようなご質問をいただいたことがありますので、よくご質問がある「2つの誤解」について、ポイントを絞ってみていきましょう。

- ◎この記事はこのような方におすすめです
- ✓税負担を少しでも軽くしたい方
 - ✓億越えの資産をお持ちの方
 - ✓配偶者や子供を相続税で悩ませたくない方

誤解1 配偶者の税額軽減の誤解

「配偶者って1億6千万円まで税金かからないんじゃないの？」

これは正解でもあります。誤解でもあります。
なぜなら、配偶者の税額軽減は以下のようなチェックすべきポイントが2つあるからです。

①「1億6千万円」と②「法定相続分（2分の1）」です。
それぞれのケースを見ていきましょう。

いずれも家族構成：配偶者と子供3人の場合

① 1億6千万円まで税額軽減のケース

●3億円の現預金が相続財産の場合

1億円受け取り → 配偶者の納税額0円
※6千万円分（1億6千万－1億）の枠を使い切れていない！
1.6億円受け取り → 配偶者の納税額0円
2億円受け取り → 配偶者の納税額677万円

② 法定相続分（2分の1）まで税額軽減のケース

●5億円の現預金が相続財産の場合

2億円受け取り → 配偶者の納税額0円
※5千万円分（法定相続分2億5千万－2億）の枠を使い切れていない！
2.5億円受け取り → 配偶者の納税額0円
3億円受け取り → 配偶者の納税額1,192万円

このように、配偶者の税額軽減は「1億6千万円、もしくは配偶者の課税価格の法定相続分のどちらか多い金額までであれば、相続税が課税されない」という制度のため、場合によっては1億6千万以上の財産でも税金がかからないことがあるのです。

そして、配偶者が受け取る「課税対象となる財産の金額」によって、配偶者の納税額が変わってきます。

また、上記の※のように受け取った金額までしか税額軽減の対象とならないため、枠を使切れず、もったいないというケースも起こります。

ただし、配偶者の資産状況によっては、枠を使いきらない方が2次相続まで踏まえた相続税額が安くなることもあります。詳細についてご興味がおありでしたら、右記連絡先へお問合せください。

誤解2 生命保険の非課税枠「受取人は誰でも税金変わらないでしょ？」

いいえ、大きく変わってきます。生命保険の非課税枠を使おうとして、「法定相続人×500万円」分加入をしても、受取人が変わるだけで、以下のように税額が変わってきます。

事例

家族構成：配偶者・子供3人
財産：A 現金3.2億円、BCD現金3億円・生命保険2千万
生命保険の非課税枠：500万円×4人＝2千万円
配偶者の税額軽減あり：1億6千万円
法定相続分通り分割

- A 生命保険に未加入（現金で3.2億）
→ 納付相続税総額2,840万円
B 生命保険の受取人が配偶者のみ
→ 納付相続税総額2,709万円（A-B=131万円）
C 生命保険の受取人が相続人4人に500万円ずつ
→ 納付相続税総額2,540万円（A-C=300万円）
D 生命保険の受取人が子供のみ（配偶者にはなし）
→ 納付相続税総額2,371万円（A-D=469万円）

生命保険に「法定相続人×500万円」の非課税枠があることは多くの方がご存じです。しかし、配偶者の税額軽減や、受取人の設定という基本的なところが抜け落ちていると、非課税枠を最大限生かしきれません。

加えて、相続税は様々な控除や特例があり、計算式も複雑で誤解してしまうところや、見落としやすいところも多くあります。

相続税は決して小さな金額ではありません。今回紙面の都合上一部の例だけで割愛させていただきましたが、

「配偶者にいくら相続するのがベストなのか」
「特例や控除は最大限活用できているのか」
などお知りになりたい場合にはお気軽にお問合せください。

※上記は、2024年4月現在の税制・税率に基づき作成しておりますが、あくまでも概要について説明した参考情報（値）であり、その内容の正確性をお約束するものではありません。また、税制・税率は将来変更されることがあります。なお、個別の取扱いにつきましては、所轄の税務署の判断によりましますので、お客さまご自身にて所轄の税務署または税理士にご確認ください。

最後までご一読いただいた会員様へ無料特典です。
資料をお届けに伺い解説いたします。

【特典】 相続税シミュレーションと最適贈与額が見える化します。

税制改正にて関心が高まっている贈与についてのもやもやをスッキリと見える化します。
多くの方が見落としている希少性が高く価値ある内容です。
セカンドオピニオンとしてもお問い合わせください。

※QRコードからメールが起動しない場合は下記メールアドレスに
件名：特典申込、本文：お名前、携帯電話を追記し送信ください。

ファイナンシャルプランナー
／ソニー生命 シニアライフプランナー 佐藤 喜博

携帯／SMS：090-4951-9575 TEL：028-650-4422
Mail：yoshihiro6m3p_satou@sonylife.co.jp

ソニー生命保険株式会社 宇都宮支店
〒321-0964 栃木県宇都宮市駅前通り1-3-1 KDX 宇都宮ビル 9F
※QRコードは株式会社デンソーウェアの商標登録です。 SL2607-3050-7484

下記QRコードより特典をお申込下さい。
メールが起動します。
「お名前」「連絡先」を追記し送信下さい。



拠出型企業年金保険

保険医年金

4つのポイント

- ① やむを得ない急な出費にも1口単位で解約可能
- ② 払込が困難なときに掛金の払込中断ができ、掛金払込再開はいつでも受付
- ③ 加入が5年以上なら年齢に関係なく年金として受給開始可（満期年齢は80歳）
受給方法は10年・15年定額型、15年・20年逡増型から選択できます。
- ④ 万一の時はご遺族に全額給付

「月払」で無理のない資金づくり + 余裕資金は「一時払」できっちり上乗せ

予定利率 **1.202%**

*予定利率は将来変動することがあります。
*2022年度は0.042%の配当が上乗せされました。

加入資格

満74歳までの保険医協会会員
（増口の場合は満79歳まで）

加入口数

- ◎月 払…1口1万円通算30口まで
- ◎一時払…1口50万円
1回につき40口まで

9月1日
募集開始

（2025年1月1日加入）

引受保険会社

大樹生命保険株式会社（幹事） 日本生命保険相互会社
明治安田生命保険相互会社 太陽生命保険株式会社
富国生命保険相互会社 第一生命保険株式会社

保険医年金は、掛金の増口・減口、掛金払込中断・再開など、自在性と柔軟性に富んだ制度です。加入申し込みできるのは、春と秋の年2回。
受付期間中は担当生命保険会社が連絡や訪問をさせていただくことができます。詳しい内容については、群馬県保険医協会事務局（☎027-220-1125）まで、お問い合わせください。